

水質検査成績書

広島県水道広域連合企業団 様

(江田島市水道事業)

水道法に基づく登録検査機関第62号

一般財団法人
広島県環境保健協会
理事長 兼 森 裕
〒730-8631 広島市中区広瀬北町9番1号
TEL (082)293-1514 (直通)

業務名(工事名) 広島県水道広域連合企業団水質検査業務

採水場所	①津久茂公園		
採水年月日時	2026年2月17日 13時15分	天候	[前日] 晴 [当日] 晴
水の名称及び種類	給水栓水 浄水	採水時の温度	[気温] 10.0℃ [水温] 10.8℃
採水者所属	一般財団法人 広島県環境保健協会	採水者名	山本 あかね
受付日	2026年2月17日	検査期間	2026年2月17日～2026年2月24日
検査項目	単位	検査結果	基準値等
一般細菌	個/mL	0	100以下
大腸菌	—	陰性	検出されないこと
塩化物イオン	mg/L	14	200以下
有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.5	3以下
pH値	—	7.4	5.8以上8.6以下
味	—	異常なし	異常でないこと
臭気	—	異常なし	異常でないこと
色度	度	0.5 未満	5以下
濁度	度	0.1 未満	2以下
残留塩素	mg/L	0.44	—
	—以下余白—		
判 定	上記検査項目については、水質基準に適合する。		
検査責任者	環境生活センター 水道事業課長 乙部将司		

検査方法

- 水質基準項目は、「水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法」(平成15年7月22日厚生労働省告示第261号)によります。
- 残留塩素は、「水道法施行規則第十七条第二項の規定に基づき環境大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法」(平成15年厚生労働省告示第318号)によります。

水質検査成績書

広島県水道広域連合企業団 様

(江田島市水道事業)

水道法に基づく登録検査機関第62号

 一般財団法人
広島県環境保健協会
理事長 兼 森 裕
〒730-8631 広島市中区広瀬北町9番1号
TEL (082)293-1514 (直通)

業務名 (工事名) 広島県水道広域連合企業団水質検査業務

採水場所	③鹿川小学校		
採水年月日時	2026年2月17日 10時30分	天候	[前日] 晴 [当日] 晴
水の名称及び種類	給水栓水 浄水	採水時の温度	[気温] 6.9℃ [水温] 10.5℃
採水者所属	一般財団法人 広島県環境保健協会	採水者名	山本 あかね
受付日	2026年2月17日	検査期間	2026年2月17日～2026年2月24日
検査項目	単位	検査結果	基準値等
一般細菌	個/mL	0	100以下
大腸菌	—	陰性	検出されないこと
塩化物イオン	mg/L	14	200以下
有機物 (全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.5	3以下
pH値	—	7.3	5.8以上8.6以下
味	—	異常なし	異常でないこと
臭気	—	異常なし	異常でないこと
色度	度	0.5 未満	5以下
濁度	度	0.1 未満	2以下
残留塩素	mg/L	0.57	—
	—以下余白—		
判 定	上記検査項目については、水質基準に適合する。		
検査責任者	環境生活センター 水道事業課長 乙部将司		

検査方法

- 水質基準項目は、「水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法」(平成15年7月22日厚生労働省告示第261号)によります。
- 残留塩素は、「水道法施行規則第十七条第二項の規定に基づき環境大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法」(平成15年厚生労働省告示第318号)によります。

水質検査成績書

広島県水道広域連合企業団 様

(江田島市水道事業)

水道法に基づく登録検査機関第62号

一般財団法人
 広島県環境保健協会
理事長 兼 森 裕
〒730-8631 広島市中区広瀬北町9番1号
TEL (082)293-1514 (直通)

業務名(工事名) 広島県水道広域連合企業団水質検査業務

採水場所	④三高小学校			
採水年月日時	2026年2月17日 11時30分	天候	[前日]晴 [当日]晴	
水の名称及び種類	給水栓水 浄水	採水時の温度	[気温] 8.2℃ [水温] 9.1℃	
採水者所属	一般財団法人 広島県環境保健協会	採水者名	山本 あかね	
受付日	2026年2月17日	検査期間	2026年2月17日～2026年2月24日	
	検査項目	単位	検査結果	基準値等
	一般細菌	個/mL	0	100以下
	大腸菌	—	陰性	検出されないこと
	塩化物イオン	mg/L	5.9	200以下
	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.7	3以下
	pH値	—	7.2	5.8以上8.6以下
	味	—	異常なし	異常でないこと
	臭気	—	異常なし	異常でないこと
	色度	度	0.5 未満	5以下
	濁度	度	0.1 未満	2以下
	残留塩素	mg/L	0.58	—
	—以下余白—			
判 定	上記検査項目については、水質基準に適合する。			
検査責任者	環境生活センター 水道事業課長 乙部将司			

検査方法

- 水質基準項目は、「水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法」(平成15年7月22日厚生労働省告示第261号)によります。
- 残留塩素は、「水道法施行規則第十七条第二項の規定に基づき環境大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法」(平成15年厚生労働省告示第318号)によります。

